様式第３号(第１１条関係)

宮城県地域維持型建設共同企業体協定書（甲）

 ( 目的 )

第 １ 条　当共同企業体は、地域維持型建設共同企業体の対象となる工事及び業務（以下「地域維持事業」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

 ( 名称 )

第 ２ 条　当共同企業体は、○○地域維持型建設共同企業体 ( 以下「当企業体」という。 ) と称する。

 ( 事務所の所在地 )

第 ３ 条　当企業体は、事務所を○○市○○町○○番地に置く。

 ( 成立の時期及び解散の時期 )

第 ４ 条　当企業体は、　　年　　月　　日に成立し、その存続期間は○年とする。ただ し、○年を経過しても当企業体に係る地域維持事業の請負契約の履行後○か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２ 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

 ( 構成員の住所及び名称 )

第 ５ 条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

 ○○県○○市○○町○○番地

 ○○建設株式会社

 ○○県○○市○○町○○番地

 ○○建設株式会社

 ( 代表者の名称 )

第 ６ 条　当企業体は、○○建設株式会社を代表者とする。

 ( 代表者の権限 )

第 ７ 条　当企業体の代表者は、地域維持事業の施行に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金 ( 前払金及び部分払金を含む。 ) を請求し、受領し、及び当企業体に属する財産を管理する権限を有　するものとする。

 ( 構成員の出資の割合 )

第 ８ 条　当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

２　金銭以外のものによる出資については、時価の参酌の上、構成員が協議して評価する　ものとする。

 ( 運営委員会 )

第 ９ 条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに工事及び業務の施工の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持事業の完成に当たるものとする。

 ( 構成員の責任 )

第 10 条　各構成員は、地域維持事業の請負契約の履行及び下請契約その他の地域維持事業の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

 ( 取引金融機関 )

第 11 条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行とし、代表者の名義により設けられた別 口預金口座によって取引するものとする。

 ( 決算 )

第 12 条　当企業体は、地域維持事業完成の都度当該地域維持事業について決算するものとする。

 ( 利益金の配当の割合 )

第 13 条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資の 割合により構成員に利益金を配当するものとする。

 ( 欠損金の負担の割合 )

第 14 条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に基づく協定書に規定する出資 の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

 ( 権利義務の譲渡の制限 )

第 15 条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

 ( 事業途中における構成員の脱退に対する措置 )

第 16 条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持事業を完成する日までは脱退することができない。

２ 　構成員のうち事業途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、 残存構成員が共同連帯して地域維持事業を完成する。

３ 　第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割 合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。

４ 　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果　欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５ 　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

 ( 事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置 )

第 17 条　構成員のうちいずれかが事業途中において破産し、又は解散した場合において は、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

 ( 解散後の契約不適合責任 )

第 18 条　当企業体が解散した後においても、当該事業につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

 ( 協定書に定めのない事項 )

第 19 条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとす る。

 ○○建設株式会社ほか○社は、上記のとおり○○地域維持建設共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

 年　　月　　日

 ○○建設株式会社

 代表取締役　○　○　○　○　印

 ○○建設株式会社

 代表取締役　○　○　○　○　印